

事業計画書

1 申請者の概要

名称	21 あおもり株式会社		
所在地	030-0801 青森市新町二丁目4番1号		
代表者の役職及び氏名	代表取締役 ○○ ○○		
電話番号	000-000-000	FAX番号	000-000-000
メールアドレス	※代表アドレスではなく、当センターと直接やり取りされる方のアドレスを記載してください。		
担当者名	※役職名も記載してください。	担当者部署名	総務部
従業員数又は組合員数	20名	資本金等の額	3,000千円
業種（※1）	運輸業		

※1 業種は「製造業、建設業、卸売業、小売業、運輸業、飲食業、宿泊業、その他サービス業」から選択

2 会社等概要（業種、業務内容、主要商品等を記載すること。）

<p>当社は平成〇年創業し、これまで〇年にわたり、旬の野菜や果物、加工食品などについて、北東北三県から首都圏までを中心に配送に取り組んできた。共同配送サービスによるコスト削減など、お客様のニーズに応える取組も進めてきたところである。</p> <p>【会社の概要がわかる書類：会社案内、パンフレット等の資料を添付してください】</p>
--

3 補助事業の内容及び要件

（1）内容

物流の2024年問題に対応するための業務効率化を図る取組

（2）要件

- ア 物流の2024年問題に対応する業務効率化のモデル事例として期待できる取組であること
- イ 事業成果の公表に同意していること
- ウ パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画であること
- エ くるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画であること
- オ えるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画であること

4 補助事業の概要

終了日は遅くとも令和7年2月
12日までとしてください。

■補助事業名（30 字程度）
動態管理システム等の導入による業務効率の向上
■事業実施予定時期（事業スケジュール）
交付決定日（又は事前着手日） ～ 令和 7年 2月 12日
■事業内容
①現状と課題（自社の現状と補助事業申請のきっかけとなった課題を記載してください） <ul style="list-style-type: none">・当社においては、若手ドライバーの確保が進まない中でドライバーの高齢化が進んでおり、慢性的に人手不足の状況にある。・また、配車計画については熟練の担当者が職人技で対応しており、配車業務の属人化とアナログな管理体制には問題があると認識している。・このような状況において、いわゆる「物流の2024年問題」が迫っており、デジタル技術の導入を進めながら、これらの課題を解決する必要がある。 【今回補助事業申請に至った自社の現状と課題について、可能な限り具体的数値も交えながらわかりやすく記載してください】
②補助事業の目的 <ul style="list-style-type: none">・本事業では、当社が所有する車両へデジタルタコグラフを搭載するとともに、動態管理システムを導入することで業務効率化を図る。・ドライバーの稼働状況把握により、安全や健康にこれまで以上に配慮することと併せ、より効率的なルートによる配送で、ドライバーの負担軽減を促進する。 【①の現状と課題を踏まえ、補助事業の目的を記載してください。】
③補助事業の具体的な取組内容（物流の2024年問題に対応するための業務効率化を図る取組について具体的に記載してください） <ul style="list-style-type: none">・デジタルタコグラフの導入によりリアルタイムでの車両位置の確認や運行状況の把握をすることで、「物流の2024年問題」に対応した法令遵守体制を構築する。・また、デジタルタコグラフと併せて動態管理システムを導入することで、運行ルートの「見える化」が向上し、より最適なルートの選択のもと、配送指示を行うことが可能となる。 【補助事業の具体的な取組内容と、それがどのように物流の2024年問題に対応する業務効率化につながるかを記載してください。】
④補助事業の効果（事業実施により見込まれる収益力向上への効果を記載してください） <ul style="list-style-type: none">・デジタルタコグラフ及び動態管理システムの導入により、運転日報等の作成・取りまとめに係る作業が削減され、●%程度の人件費削減が見込まれるほか、ドライバーは運転業務に集中できることになる。・また、最適な運行ルートでの配送を進めることで、燃料費の削減も期待できる。 【補助事業の収益力向上への効果について、可能な範囲で具体的数値も交えながら記載してください。】
本補助金の審査は書面のみであるため、補助金の審査に際し本事業計画のみで取組を理解できるよう、事業内容①～④については、必要に応じて図や写真などを用いながら、2～3ページを目途に記載してください。

5 補助要件の確認

該当するモデル事例をチェック
してください。

- (1) 物流の2024年問題に対応する業務効率化のモデル事例として期待できる取組であること。(提案する申請内容は、以下のモデル事例に該当します。)

- 荷待ち時間短縮や輸送の効率化に資する予約受付システム、配車計画システム等の導入
- 手荷役作業の軽減に資する機器の導入
- トラック輸送に使用する資器材の規格を統一するための共通のパレット、コンテナ等の導入
- 専門家の助言を踏まえた物流の生産性向上・業務効率化に資する計画の策定
- その他 ()

- (2) 事業成果の公表に同意していること

- はい (名称・代表者名、補助事業の成果等の公表に応じます。)
- いいえ (名称・代表者名、補助事業の成果等の公表に応じません。)

- (3) パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画であること

本補助事業の応募には、パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要となりますので、表中の「構築宣言の趣旨等」を確認し、宣言の趣旨を理解のうえ、をチェック () してください。

- 下記パートナーシップ構築宣言の趣旨等を理解しました。

(構築宣言の趣旨等)

- 「パートナーシップ構築宣言」とは、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取組である。
- 企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携」や、「親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守」に重点的に取り組むことを宣言する。
- 青森県内の登録事業者は、令和6年9月末日現在で「382社」である。
- 宣言企業は、ポータルサイト上に公表される。
- 宣言企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。
- 宣言企業は、国の一部補助金 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業再構築補助金など) において、加点措置が講じられている。
- 下記、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトの内容を確認した。
<https://www.biz-partnership.jp/>

(4) くるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画であること

本補助事業の応募には、くるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要となりますので、表中の「くるみん認定の趣旨等」を確認し、趣旨を理解のうえ、□をチェック (☑) してください。

くるみん認定の趣旨等を理解しました。

(くるみん認定の趣旨等)

○くるみん認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請することによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から受けることができる認定である。

※認定基準等の詳細については厚生労働省ホームページ参照。

○一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定することとされている、労働者の仕事と子育てに関する行動計画である。常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされており、100 人以下の企業は努力義務とされている。

○くるみん認定企業は、厚生労働省ホームページ上に公表される。

○くるみん認定企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。

○くるみん認定企業は、公共調達において、加点措置が講じられる。

○下記、厚生労働省ホームページの掲載内容を確認した。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

(5) えるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画であること

本補助事業の応募には、えるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要となりますので、表中の「えるぼし認定の趣旨等」を確認し、趣旨を理解のうえ、□をチェック (☑) してください。

えるぼし認定の趣旨等を理解しました。

(えるぼし認定の趣旨等)

○えるぼし認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、女性の活躍推進に関する一定の要件を満たした場合に厚生労働大臣から受けることができる認定である。

※認定基準等の詳細については厚生労働省ホームページ参照。

○一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定することとされている、労働者の仕事と子育てに関する行動計画である。常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされており、100 人以下の企業は努力義務とされている。

○えるぼし認定企業は、厚生労働省ホームページ上に公表される。

○えるぼし認定企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。

○えるぼし認定企業は、公共調達において、加点措置が講じられる。

○下記、厚生労働省ホームページの掲載内容を確認した。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

加点対象に該当する場合は
チェックしてください。

6 審査における加点対象の確認

交付申請日において、「パートナーシップ構築宣言登録企業」、「くるみん認定企業」及び「プラチナくるみん認定企業」並びに「えるぼし認定企業」及び「プラチナえるぼし認定企業」については、本補助事業の審査において加点措置を講じることとしていますので、該当する項目がある場合、をチェック () してください。

(1) 「パートナーシップ構築宣言登録企業」である

当社はパートナーシップ構築宣言登録企業です。

※パートナーシップ構築宣言ポータルサイトのハードコピー等、その事実を確認できるものを添付すること。

(2) 「くるみん認定企業」又は「プラチナくるみん認定企業」である

当社は、くるみん認定企業です。

当社は、プラチナくるみん認定企業です。

※いずれの場合についても認定通知書のコピーを添付すること。

(3) 「えるぼし認定企業」又は「プラチナえるぼし認定企業」である

当社は、えるぼし認定企業です。

当社は、プラチナえるぼし認定企業です。

※いずれの場合についても認定通知書のコピーを添付すること。

7 事業経費

(1) 経費内訳

① 総括表

(単位：円)

補助事業に要する経費 (※1)	補助対象経費 (※2)	補助金額 (※3)
3,000,000	3,000,000	2,000,000

② 内訳表

(単位：円)

		経費区分	補助事業に 要する経費 (※1)	補助対象経費 (※2)	積算内訳
1	謝金	専門家謝金			
		小計			
2	旅費	専門家旅費			
		小計			
3	事業費	機械装置・備品・ システム構築費	3,000,000	3,000,000	デジタコ@100,000×10台 動態管理システム @2,000,000
		クラウド利用料			
		委託費			
		消耗品費			
		通信運搬費			
		借損料			
		小計	3,000,000	3,000,000	
合計			3,000,000	3,000,000	
補助金額 (※3)				2,000,000	補助対象経費合計×2/3以内 (円未満切り捨て)

【注意事項】

①総括表・②内訳表ともに消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

※1 当該事業を遂行するために必要な経費（実際に支払う金額）を記入すること。

※2 補助事業に要する経費から補助対象とならない経費を除いた金額を記入すること。

※3 補助対象経費合計に2/3を乗じた金額を記入すること。

また、補助金の額は上限額を超えないこと。

(2) 資金調達方法

① 補助事業に要する経費の調達一覧

区分	金額 (円)	資金調達先
ア 自己資金	1,000,000	
イ 補助金	2,000,000	
ウ 借入金		
エ その他		
合計	3,000,000	

② 「補助金」相当額の資金調達方法

区分	金額 (円)	資金調達先
ア 自己資金		
イ 借入金	2,000,000	●●銀行
ウ その他		

【注意事項】

- (1) の「② 内訳表」の補助事業に要する経費の合計と (2) の「① 補助事業に要する経費の調達一覧」の合計額は一致させてください。
- 補助事業終了後の精算までの期間中に要する (2) ①の「イ 補助金」相当額の資金調達方法を「② 「補助金」相当額の資金調達方法」に記載してください。